



保医発1228第3号
平成21年12月28日

地方厚生（支）局医療指導課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について

標記について、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）の一部が平成22年1月1日より施行され、船員保険を全国健康保険協会が管掌することとなることに伴い、下記の通知の一部を別紙1及び別紙2のとおり改正するので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関に対し、周知徹底を図られたい。

記

別紙1 「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）の一部改正について

別紙2 「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」（平成18年3月30日保医発第0330008号）の一部改正について

「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」（平成18年3月30日保医発第0330008号）の一部改正について

- 1 別紙のⅡの第1の3中「社会保険庁長官」を「全国健康保険協会理事長」に改める。
- 2 別紙のⅡの第2の5を次のように改める。
 - 5 「保険者番号」欄について
 - (1) 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号。以下「記載要領等」という。）の別添2（以下「設定要領」という。）の(1)を参照）。
 - (2) 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合」という。）は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。
- 3 別紙のⅡの第2の7（1）中「、船員保険被扶養者証」を削る。
- 4 別紙のⅡの第2の11中「職務上の取扱いとなる場合のみ該当するものを○で囲むこと。」を「「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。」に改める。

「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」（平成18年3月30日保医発第0330008号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>別紙 II 請求書等の記載要領 第1 請求書に関する事項（様式第一関係） 3 「別記 殿」欄について 保険者名、市町村（特別区を含む。）名及び公費負担者名を下記例のとおり「備考」欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。 〔例〕 別記 <u>全国健康保険協会理事長</u> 千代田区長 東京都知事</p> <p>第2 明細書に関する事項（様式第四） 5 「保険者番号」欄について <u>(1) 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号。以下「記載要領等」という。）の別添2（以下「設定要領」という。）の(1)を参照）。</u> <u>(2) 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合」という。）は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(表：削除)</u></p> <p>7 「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」欄について (1) 健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、受給資格者票</p>	<p>別紙 II 請求書等の記載要領 第1 請求書に関する事項（様式第一関係） 3 「別記 殿」欄について 保険者名、市町村（特別区を含む。）名及び公費負担者名を下記例のとおり「備考」欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。 〔例〕 別記 <u>社会保険庁長官</u> 千代田区長 東京都知事</p> <p>第2 明細書に関する事項（様式第四） 5 「保険者番号」欄について <u>(1) 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号。以下「記載要領等」という。）の別添2（以下「設定要領」という。）の(1)を参照）。</u> <u>(2) 船員保険については、当該被保険者及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合（以下5において「自県分の場合」という。）には、記載を省略して差し支えないこと。</u> <u>(3) 前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりとなること。</u></p> <p><u>(表：略)</u></p> <p>7 「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」欄について (1) 健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶</p>

及び特別療養費受給票等の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。また、後期高齢者医療被保険者証の「被保険者番号」欄の「被保険者番号」を記載すること。

11 「職務上の事由」欄について

船員保険の被保険者については、「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。共済組合の船員組合員については、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に「2 下船後3月以内」の番号を○で囲むこと。

電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略称を記載することとしても差し支えないこと。

- 1 職上（職務上）
- 2 下3（下船後3月以内）
- 3 通災（通勤災害）

養者証、受給資格者票及び特別療養費受給票等の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。また、後期高齢者医療被保険者証の「被保険者番号」欄の「被保険者番号」を記載すること。

11 「職務上の事由」欄について

船員保険の被保険者については、職務上の取扱いとなる場合のみ該当するものを○で囲むこと。共済組合の船員組合員については、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に「2 下船後3月以内」の番号を○で囲むこと。

電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略称を記載することとしても差し支えないこと。

- 1 職上（職務上）
- 2 下3（下船後3月以内）
- 3 通災（通勤災害）